

議 事 日 程

平成 2 7 年 第 1 2 回 定 例 会
1 1 月 1 9 日 (木) 午後 1 時 3 0 分
五所川原市金木庁舎 4 階第 1 会議室

- 第 1 開会
- 第 2 会議録署名委員の指名
- 第 3 会期の決定
- 第 4 前回会議録の承認 (第 1 1 回定例会)
- 第 5 教育長の報告
- 第 6 付議案件
 - 1 議案第 2 7 号 五所川原市体育施設設置条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 7 報告事項
 - 1 公の施設の指定管理者の指定について
 - 2 建築物侵入被害について
 - 3 専決処分の報告について
- 第 8 その他

※ 次回定例会開催予定日 平成 2 7 年 1 2 月 1 8 日 (金) 午後 3 時
五所川原市中央公民館 2 階 第 3 会議室

平成 2 7 年

五所川原市教育委員会
第 1 2 回 定 例 会

五所川原市教育委員会

目 次

付議案件

- 1 議案第27号 五所川原市体育施設設置条例の一部を改正する条例の制定について P 1

報告事項

- 1 公の施設の指定管理者の指定について P 16
- 2 建築物侵入被害について P 17

その他

- 1 学校給食センター建設事業に係る食器及び食器かごの入札結果について P 21

議案第 27 号

五所川原市体育施設設置条例の一部を改正する条例の制定について

五所川原市体育施設設置条例の一部を改正する条例を平成 27 年五所川原市議会第 5 回定例会に五所川原市長名において提案するため、これを提案する。

平成 27 年 11 月 19 日提出

五所川原市教育委員会教育長 長尾孝紀

提案理由

体育施設の使用料を改定し、並びに五所川原市山村広場テニスコート及び多目的コートを廃止するため提案するものである。

五所川原市体育施設設置条例の一部を改正する条例（案）

五所川原市体育施設設置条例（平成17年五所川原市条例第209号）の一部を次のように改正する。

別表第2都市公園内に設置される体育施設五所川原市民体育館（1）競技場の表中

| | | | |
|-------|------------------------|-----------------|-----------|
| | アマチュアスポーツ以外に使用する 場合 | 営利を目的としない 場合 | 3,000円／時間 |
| | | 営利を目的とする場 合 | 7,000円／時間 |
| 補助競技場 | | | 300円／時間 |

を

| | | | |
|-------|------------------------|-----------------|------------|
| | アマチュアスポーツ以外に使用する 場合 | 営利を目的としない 場合 | 3,000円／時間 |
| | | 営利を目的とする場 合 | 10,000円／時間 |
| 補助競技場 | | 営利を目的としない 場合 | 300円／時間 |
| | | 営利を目的とする場 合 | 600円／時間 |

に改める。

別表第2都市公園内に設置される体育施設五所川原市民体育館（5）備品の表バスケット板（1対）の項の次に次のように加える。

| | |
|----------------------|------------|
| バスケットゴール（スプリング式）（1対） | 10,000円／時間 |
| バスケットボール用電光得点表示板（一式） | 300円／時間 |

別表第2都市公園内に設置される体育施設五所川原市民体育館（5）備品の表土俵台（1式）の項中「土俵台（1式）」を「土俵台（一式）」に改め、同項の次に次のように加える。

| | |
|--------------|--------|
| フットサルゴール（1対） | 50円／時間 |
|--------------|--------|

別表第2都市公園内に設置される体育施設五所川原市営庭球場の表午前8時～午後6時の項中「午前8時～午後6時」を「午前9時～午後6時」に改め、同表に備考として次のように加える。

備考 この表の区分に掲げる時間以外に使用する場合の使用料については、直近の当該時間における使用料の額とする。

別表第2都市公園内に設置される体育施設市民プールの表を次のように改める。

市民プール

| 区分 | 使用料 |
|-----|-----|
| プール | 無料 |

別表第2都市公園以外に設置される体育施設五所川原市B&G海洋センター市浦（体育館）（2）照明の表主競技場の部5分の3の項中「5分の3」を「半灯」に改め、同部5分の1の項中「5分の1」を「4分の1」に改める。

別表第2都市公園以外に設置される体育施設五所川原市金木運動公園（1）公園施設の表庭球場の部午前8時～午後6時の項中「午前8時～午後6時」を「午前9時～午後6時」に改め、同表に備考として次のように加える。

備考 この表の庭球場の区分に掲げる時間以外に使用する場合の使用料については、直近の当該時間における使用料の額とする。

別表第2都市公園以外に設置される体育施設五所川原市山村広場の表テニスコートの項及び多目的コートの項を削る。

別表第2都市公園以外に設置される体育施設五所川原市勤労者総合スポーツ施設の表を次のように改める。

五所川原市勤労者総合スポーツ施設

（1）競技場

| 区分 | | 使用料 |
|----------|------------------------|--------------------------|
| 貸切 使用 | 多目的アリーナ （器具使用料を含む。） | 全面 300円／時間 半面 150円／時間 |
| | 柔道場 | 150円／時間 |
| 個人 使用 | 多目的アリーナ（器具使用料を含む。） | 20円／時間 |
| | 柔道場 | 20円／時間 |

（2）照明

| 区分 | | 使用料 |
|---------|----|---------|
| 多目的アリーナ | 全面 | 200円／時間 |
| | 半面 | 100円／時間 |
| 柔道場 | | 100円／時間 |

（3）暖房

| 区分 | | 使用料 |
|---------|----|---------|
| 多目的アリーナ | 全面 | 200円／時間 |
| | 半面 | 100円／時間 |
| 柔道場 | | 100円／時間 |

附 則

（施行期日）

- この条例は、平成28年1月1日から施行する。

（経過措置）

- この条例の施行の際現に改正前の五所川原市体育施設設置条例（以下「改正前条例」

という。)第5条第1項の規定による使用の許可を受けている者に関する当該許可に係る体育施設の使用料(改正前条例第9条第1項の規定による指定管理者が体育施設を管理する場合にあっては利用料金)については、改正後の五所川原市体育施設設置条例第8条第1項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

| 改正後 | | 改正前 | |
|--|-------------|-----------------------|-----------|
| テニス支柱（ネット・審判台） | 50円／時間 | テニス支柱（ネット・審判台） | 50円／時間 |
| | | | |
| 土俵台（一式） | 10,000円／日 | 土俵台（ <u>1</u> 式） | 10,000円／日 |
| フットサルゴール（1対） | 50円／時間 | | |
| | | | |
| 五所川原市営庭球場 | | 五所川原市営庭球場 | |
| 区分 | 使用料 | 区分 | 使用料 |
| 午前9時～午後6時 | 300円／面・時間 | 午前8時～午後6時 | 300円／面・時間 |
| 午後6時～午後9時 | 600円／面・時間 | 午後6時～午後9時 | 600円／面・時間 |
| 備考 この表の区分に掲げる時間以外に使用する場合の使用料については、直近の当該時間における使用料の額とする。 | | | |
| 市民プール | | 市民プール | |
| 区分 | 使用料 | 区分 | 使用料 |
| プール | 無料 | 幼児、小学生・中学生 | 50円／半日 |
| | | 高校生 | 100円／半日 |
| | | 一般 | 210円／半日 |
| 都市公園以外に設置される体育施設 | | 都市公園以外に設置される体育施設 | |
| 五所川原市B&G海洋センター市浦（体育館） | | 五所川原市B&G海洋センター市浦（体育館） | |
| (1) 略 | | (1) 略 | |
| (2) 照明 | | (2) 照明 | |
| 区分 | 使用料 | 区分 | 使用料 |
| 主競技場 | 全灯 | 全灯 | 1,250円／時間 |
| | 半灯 | <u>5分の3</u> | 750円／時間 |
| | <u>4分の1</u> | <u>5分の1</u> | 250円／時間 |
| (3)・(4) 略 | | (3)・(4) 略 | |

改正後

五所川原市金木運動公園

(1) 公園施設

| 区分 | | 使用料 |
|-----|-----------|-----------|
| 野球場 | | |
| 庭球場 | 午前9時～午後6時 | 300円/面・時間 |
| | 午後6時～午後9時 | 600円/面・時間 |

備考 この表の庭球場の区分に掲げる時間以外に使用する場合は使用料については、直近の当該時間における使用料の額とする。

(2) 略

五所川原市山村広場

| 区分 | 使用料 |
|----|---------|
| 広場 | 450円/時間 |
| 照明 | 500円/時間 |

五所川原市勤労者総合スポーツ施設

(1) 競技場

| 区分 | | | 使用料 |
|----------|------------------------|----|---------|
| 貸切 使用 | 多目的アリーナ (器具使用料を含む。) | 全面 | 300円/時間 |
| | | 半面 | 150円/時間 |
| | 柔道場 | | 150円/時間 |
| 個人 使用 | 多目的アリーナ(器具使用料を含む。) | | 20円/時間 |
| | 柔道場 | | 20円/時間 |

(2) 照明

| 区分 | 使用料 | |
|---------|-----|---------|
| 多目的アリーナ | 全面 | 200円/時間 |
| | 半面 | 100円/時間 |

改正前

五所川原市金木運動公園

(1) 公園施設

| 区分 | | 使用料 |
|-----|-----------|-----------|
| 野球場 | | |
| 庭球場 | 午前8時～午後6時 | 300円/面・時間 |
| | 午後6時～午後9時 | 600円/面・時間 |

(2) 略

五所川原市山村広場

| 区分 | 使用料 |
|--------|---------|
| 広場 | 450円/時間 |
| テニスコート | 無料 |
| 多目的コート | |
| 照明 | 500円/時間 |

五所川原市勤労者総合スポーツ施設

(1) 競技場

| 区分 | | | 使用料 |
|----------|---------|---------|---------|
| 貸切 使用 | 多目的アリーナ | 器具使用料含む | 300円/時間 |
| | | | |
| | 柔道場 | | 150円/時間 |
| 個人 使用 | 多目的アリーナ | 器具使用料含む | 20円/時間 |
| | | | |
| | 柔道場 | | 20円/時間 |

(2) 照明

| 区分 | 使用料 |
|---------|---------|
| 多目的アリーナ | 200円/時間 |

| 改正後 | | | 改正前 | | |
|---------|----|---------|---------|---------|---------|
| 柔道場 | | 100円／時間 | 柔道場 | | 100円／時間 |
| (3) 暖房 | | | (3) 暖房 | | |
| 区分 | | 使用料 | 区分 | | 使用料 |
| 多目的アリーナ | 全面 | 200円／時間 | 多目的アリーナ | 200円／時間 | |
| | 半面 | 100円／時間 | | | |
| 柔道場 | | 100円／時間 | 柔道場 | | 100円／時間 |

改正

平成19年 3月30日五所川原市条例第30号

平成20年 3月17日五所川原市条例第12号

平成22年 7月 5日五所川原市条例第20号

五所川原市体育施設設置条例

(設置)

第1条 市民の体育、スポーツ及びレクリエーション活動の振興を図るため、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条の2第1項の規定に基づき、五所川原市体育施設を設置する。

(名称及び位置)

第2条 五所川原市体育施設（以下「体育施設」という。）の名称及び位置は、別表第1のとおりとする。

第3条 削除

(業務)

第4条 教育委員会は、体育施設の設置目的を達成するため、次に掲げる業務を行う。

(1) スポーツ活動の使用に供すること。

(2) 競技会及びスポーツ教室等の行事を開催すること。

(3) 文化活動及びレクリエーション活動の使用に供すること。

(4) スポーツ活動、文化活動及びレクリエーション活動を促進するため、講習会及び研修会等の事業を行うこと。

(5) 前各号に掲げるもののほか、体育施設の設置目的を達成するために必要な業務

2 教育委員会は、前項各号に掲げる業務を行うに支障のない限り、設置目的以外の目的のために体育施設を使用させることができる。

(使用の申請及び許可)

第5条 別表第1に掲げる体育施設を使用しようとする者は、あらかじめ教育委員会に使用の申請をし、許可を受けなければならない。

2 教育委員会は、前項の許可に当たり体育施設の管理上必要な条件を付すことができる。

(使用の制限)

第6条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、別表第1に掲げる体育施設の使用を許可しない。

(1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあると認められるとき。

(2) 体育施設又はその附属設備を損傷するおそれがあると認めるとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、教育委員会が使用を不相当と認めるとき。

(使用許可の取消し等)

第7条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、別表第1に掲げる体育施設の使用の許可を取り消し、又は使用を停止させ、若しくは使用条件を変更することができる。

(1) 使用者がこの条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。

(2) 使用者が虚偽の申請により使用の許可を得たとき。

(3) 使用許可の後に、前条各号のいずれかに該当すると教育委員会が認めるとき。

(4) 公益上やむを得ない事由が発生したとき。

(使用料)

第8条 体育施設の使用料は、別表第2のとおりとする。ただし、市長が公益上又はその他の理由により必要があると認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。

2 前項の使用料は、前納しなければならない。

3 既に納付した使用料は還付しない。ただし、使用者の責めによらない事由により使用することができない場合には、使用料の全部又は一部を還付する。

(指定管理者による管理)

第9条 教育委員会は、必要があると認めるときは、別表第1に掲げる体育施設の全部又は一部の

管理を五所川原市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例（平成17年五所川原市条例第65号）第4条に規定する手続により指定された指定管理者（以下「指定管理者」という。）に行わせることができる。

2 教育委員会は、指定管理者に体育施設の使用に係る料金（以下「利用料金」という。）を当該指定管理者の収入として收受させる。

3 体育施設の利用料金は、別表第2のとおりとする。

4 指定管理者は、この条例及びこの条例に基づく規則並びに教育委員会の指示に従い、体育施設の管理運営を行わなければならない。

（指定管理者が行う業務の範囲）

第10条 指定管理者は、次の各号に掲げる業務を行う。

（1）体育施設の利用（指定管理者が施設を管理する場合の施設の使用をいう。以下同じ。）の許可（以下この項において「許可」という。）を行うこと。

（2）許可を拒み、又は許可を取り消し、利用を停止し、若しくは利用条件を変更すること。

（3）第4条各号に規定する業務を行うこと。

（4）利用料金を收受すること。

（5）利用料金を還付すること。

（6）体育施設及び体育施設の備品等の維持管理に関すること。

（7）前各号に掲げるもののほか、体育施設の管理運営に関すること（市長のみの権限に属する事務を除く。）。

2 指定管理者は、前項第2号の業務を行う場合には、あらかじめ市長の承認を得なければならない。

（指定管理者が行う管理の基準）

第11条 この条例に定めるもののほか、指定管理者が行う体育施設の管理の基準は、教育委員会規則で定める。

（委任）

第12条 この条例に定めるもののほか、体育施設の管理運営に関し必要な事項は教育委員会規則で定める。

2 この条例に定めるもののほか、体育施設の管理を指定管理者に行わせる場合の当該管理に関し必要な事項は、教育委員会と指定管理者との協議により定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（五所川原市民体育館設置条例等の廃止）

2 次に掲げる条例は、廃止する。

（1）五所川原市民体育館設置条例（平成17年五所川原市条例第92号）

（2）五所川原市つがる克雪ドーム設置条例（平成17年五所川原市条例第93号）

（3）五所川原市陸上競技場設置条例（平成17年五所川原市条例第94号）

（4）五所川原市嘉瀬スキー場設置条例（平成17年五所川原市条例第95号）

（5）五所川原市B & G海洋センター設置条例（平成17年五所川原市条例第96号）

（6）五所川原市金木運動公園設置条例（平成17年五所川原市条例第97号）

（7）五所川原市金木トレーニングセンター設置条例（平成17年五所川原市条例第131号）

（8）五所川原市山村広場設置条例（平成17年五所川原市条例第135号）

（経過措置）

3 この条例の施行の日の前日までに、五所川原市民体育館設置条例、五所川原市つがる克雪ドーム設置条例、五所川原市陸上競技場設置条例、五所川原市嘉瀬スキー場設置条例、五所川原市B & G海洋センター設置条例、五所川原市金木運動公園設置条例、五所川原市金木トレーニングセンター設置条例及び五所川原市山村広場設置条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。

4 この条例の施行の際現に存する当該施設の管理委託契約については、なお従前の例による。

附 則（平成19年3月30日五所川原市条例第30号）

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成20年3月17日五所川原市条例第12号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。
（五所川原市勤労者総合スポーツ施設設置条例の廃止）
- 2 五所川原市勤労者総合スポーツ施設設置条例（平成17年五所川原市条例第171号）は、廃止する。
（経過措置）
- 3 この条例の施行の日の前日までに、廃止前の五所川原市勤労者総合スポーツ施設設置条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例による改正後の五所川原市体育施設設置条例の相当規定によりなされたものとみなす。
- 4 この条例の施行の際現に改正前の五所川原市体育施設設置条例第5条第1項の規定又は廃止前の五所川原市勤労者総合スポーツ施設設置条例第4条第1項の規定により使用許可を受けている者に関する当該許可に係る体育施設の使用料については、改正後の五所川原市体育施設設置条例第8条第1項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成22年7月5日五所川原市条例第20号）

この条例は、公布の日から施行する。

別表第1（第2条関係）

五所川原市都市公園設置条例（平成17年五所川原市条例第178号）に規定する五所川原市都市公園（以下「都市公園」という。）内に公園施設として設置される体育施設

| 名称 | 位置 |
|---------------|----------------|
| 五所川原市民体育館 | 五所川原市字栄町20番地の1 |
| 五所川原市営球場 | 五所川原市字不魚住10番1 |
| 五所川原市営庭球場 | 五所川原市字不魚住10番1 |
| 五所川原市営ゲートボール場 | 五所川原市岩木川河川敷 |
| 球技場 | 五所川原市岩木川河川敷 |
| 市民プール | 五所川原市字幾世森192番1 |

都市公園以外に設置される体育施設

| 名称 | 位置 |
|-------------------------|----------------------|
| 五所川原市B & G海洋センター金木（プール） | 五所川原市金木町芦野84番地999 |
| 五所川原市B & G海洋センター市浦（体育館） | 五所川原市相内岩井81番地385 |
| 五所川原市B & G海洋センター市浦（艇庫） | 五所川原市相内岩井81番地386 |
| 五所川原市嘉瀬スキー場 | 五所川原市金木町嘉瀬上端山崎115番地3 |
| 五所川原市金木運動公園 | 五所川原市金木町川倉七夕野84番地959 |
| 五所川原市山村広場 | 五所川原市相内岩井81番地87号 |
| 五所川原市つがる克雪ドーム | 五所川原市大字唐笠柳字藤巻495番地2 |
| 五所川原市弓道場 | 五所川原市大字唐笠柳字藤巻507番地1 |
| 五所川原市勤労者総合スポーツ施設 | 五所川原市大字唐笠柳字藤巻507番地6 |
| 五所川原市金木相撲場 | 五所川原市金木町芦野234番地1 |

別表第2（第8条、第9条関係）

都市公園内に設置される体育施設

五所川原市民体育館

（1） 競技場

| 区分 | | 使用料 | |
|------|------|-----------------------------|-----------|
| 貸切使用 | 主競技場 | アマチュアスポーツに使用する児童、生徒 | 400円／時間 |
| | | 一般 | 600円／時間 |
| | 副競技場 | アマチュアスポーツ以外に使用する営利を目的としない場合 | 3,000円／時間 |
| | | 営利を目的とする場合 | 7,000円／時間 |

| | | | |
|------|-------|-----------------------|---------|
| | する場合 | | |
| | 補助競技場 | | 300円/時間 |
| 個人使用 | 児童、生徒 | 1人2時間につき (器具使用料含む) | 30円 |
| | 一般 | | 50円 |

(2) 会議室

| 区分 | 使用料 |
|-----------------------|---------|
| アマチュアスポーツの場合(1室につき) | 150円/時間 |
| アマチュアスポーツ以外の場合(1室につき) | 300円/時間 |

(3) 照明

| 区分 | 使用料 | |
|-------|---------|-----------|
| 主競技場 | 全灯 | 2,500円/時間 |
| | 5分の3 | 1,500円/時間 |
| | 5分の1 | 500円/時間 |
| 補助競技場 | 200円/時間 | |

(4) 暖房

| 区分 | 使用料 |
|-------|-----------|
| 主競技場 | 7,000円/時間 |
| 補助競技場 | 200円/基・時間 |

(5) 備品

| 区分 | 使用料 |
|-------------------|-----------|
| バスケット板(1対) | 50円/時間 |
| テニス支柱(ネット・審判台) | 50円/時間 |
| バレーボール支柱(ネット・審判台) | 50円/時間 |
| バドミントン支柱(ネット) | 50円/時間 |
| 卓球台(ネット) | 50円/時間 |
| 土俵台(1式) | 10,000円/日 |
| 畳 | 100円/枚・日 |
| 放送設備 | 1,000円/日 |
| 長テーブル | 60円/卓・日 |
| 椅子 | 30円/脚・日 |
| 温水シャワー | 100円/回 |
| フロアシート | 200円/枚・日 |

五所川原市営球場

| 区分 | 使用料 |
|-------|---------|
| スタジアム | 600円/時間 |
| 本部席 | 300円/時間 |

五所川原市営庭球場

| 区分 | 使用料 |
|-----------|-----------|
| 午前8時～午後6時 | 300円/面・時間 |
| 午後6時～午後9時 | 600円/面・時間 |

五所川原市営ゲートボール場

| 施設区分 | 使用料 |
|---------|-----|
| ゲートボール場 | 無料 |

球技場

| 施設区分 | 使用料 |
|------|-----|
| 野球場 | 無料 |

市民プール

| 区分 | 使用料 |
|------------|---------|
| 幼児、小学生・中学生 | 50円／半日 |
| 高校生 | 100円／半日 |
| 一般 | 210円／半日 |

都市公園以外に設置される体育施設

五所川原市B&G海洋センター金木（プール）

| 区分 | 使用料 |
|-----|-----|
| プール | 無料 |

五所川原市B&G海洋センター市浦（体育館）

(1) 競技場

| 区分 | | 使用料 | |
|-----------------|--------------------|-------------|-----------|
| 貸切 使用 競技場 | アマチュアスポーツに使用する場合 | 児童、生徒 | 200円／時間 |
| | | 一般 | 300円／時間 |
| | アマチュアスポーツ以外に使用する場合 | 営利を目的としない場合 | 1,500円／時間 |
| | | 営利を目的とする場合 | 3,500円／時間 |
| 個人使用 | 児童、生徒 | 1人2時間につき | 30円 |
| | 一般 | (器具使用料含む) | 50円 |

(2) 照明

| 区分 | 使用料 | |
|------|------|-----------|
| 主競技場 | 全灯 | 1,250円／時間 |
| | 5分の3 | 750円／時間 |
| | 5分の1 | 250円／時間 |

(3) 暖房

| 区分 | 使用料 |
|------|-----------|
| 主競技場 | 200円／基・時間 |

(4) 備品

| 区分 | 使用料 |
|-------------------|--------|
| バスケット板（1対） | 50円／時間 |
| バレーボール支柱（ネット・審判台） | 50円／時間 |
| バドミントン支柱（ネット） | 50円／時間 |
| 卓球台（ネット） | 50円／時間 |

五所川原市B&G海洋センター市浦（艇庫）

| 区分 | 使用料 |
|-------|-----|
| カヌー | 無料 |
| OPヨット | |
| ローボート | |

五所川原市嘉瀬スキー場

| 施設区分 | 使用料 |
|------|-----|
| リフト | 無料 |
| ヒュッテ | |

五所川原市金木運動公園

(1) 公園施設

| 区分 | 使用料 | |
|-----|-----------|-----------|
| 野球場 | スタジアム | 600円／時間 |
| | 本部席 | 300円／時間 |
| 庭球場 | 午前8時～午後6時 | 300円／面・時間 |
| | 午後6時～午後9時 | 600円／面・時間 |

(2) 管理事務所

| 区分 | 使用料 |
|--------|---------|
| 温水シャワー | 100円／回 |
| 研修室 | 150円／時間 |

五所川原市山村広場

| 区分 | 使用料 |
|--------|---------|
| 広場 | 450円／時間 |
| テニスコート | 無料 |
| 多目的コート | |
| 照明 | 500円／時間 |

五所川原市つがる克雪ドーム

(1) 施設使用

| 区分 | | | | | 使用料（1時間当たり） | | | |
|--------------------------------------|------------------------|---------------|-----------------|-------------|-------------|----------|---------|----------|
| | | | | | 大人 | | 高校生以下 | |
| | | | | | 全面使用 | 1 / 2 使用 | 全面使用 | 1 / 2 使用 |
| 多 目 的 グ ラ ウ ン ド | 入場料その他これに類するものを徴収しない場合 | 営業行為以外に使用する場合 | スポーツ活動に使用する場合 | 土曜日、日曜日及び休日 | 3,600円 | 1,800円 | 1,800円 | 1,000円 |
| | | | | 平日 | 3,000円 | 1,500円 | 1,500円 | 800円 |
| | | | スポーツ活動以外に使用する場合 | 土曜日、日曜日及び休日 | 14,400円 | 7,200円 | 7,200円 | 3,600円 |
| | | | | 平日 | 12,000円 | 6,000円 | 6,000円 | 3,000円 |
| | | | 営業行為に使用する場合 | 土曜日、日曜日及び休日 | 28,800円 | 14,400円 | — | — |
| | | | | 平日 | 24,000円 | 12,000円 | — | — |
| | 入場料その他これに類するものを徴収する場合 | 営業行為以外に使用する場合 | スポーツ活動に使用する場合 | 土曜日、日曜日及び休日 | 5,400円 | 2,700円 | 2,700円 | 1,400円 |
| | | | | 平日 | 4,500円 | 2,300円 | 2,300円 | 1,200円 |
| | | | スポーツ活動以外に使用する場合 | 土曜日、日曜日及び休日 | 21,600円 | 10,800円 | 10,800円 | 5,400円 |
| | | | | 平日 | 18,000円 | 9,000円 | 9,000円 | 4,500円 |
| | | | 営業行為に使用する場合 | 土曜日、日曜日及び休日 | 43,200円 | 21,600円 | — | — |
| | | | | 平日 | 36,000円 | 18,000円 | — | — |
| 照明 | | | | | 全面点灯 | 1 / 2 点灯 | 全面点灯 | 1 / 2 点灯 |
| | | | | | 4,000円 | 2,000円 | 2,000円 | 1,000円 |
| 会議室 | | | | | 300円 | | | |
| 多目的室 | | | | | 300円 | | | |

(2) 多目的グラウンドの共用使用

| 区分 | 使用料 | |
|---------------------|------|-------|
| | 大人 | 高校生以下 |
| 多目的グラウンド（1人・1時間当たり） | 500円 | 300円 |
| 照明（1時間当たり） | 400円 | 200円 |

(3) 附属設備・備品使用

| 備品名 | 単位 | 使用料（1時間あたり） | 附属設備名 | 単位 | 使用料（1時間あたり） |
|-------------------|----|-------------|--------|-----|-------------|
| ピッチングマシン（野球用） | 1台 | 400円 | スコアボード | 一式 | 1,000円 |
| ピッチングマシン（ソフトボール用） | 1台 | 400円 | 放送設備等 | 一式 | 500円 |
| テニス用品 | 一式 | 300円 | コンセント | 1kW | 50円 |
| ゲートボール用品 | 一式 | 300円 | | | |
| サッカー用品 | 一式 | 300円 | | | |
| グラウンドゴルフ用品 | 一式 | 300円 | | | |

五所川原市弓道場

| 区分 | 使用料 |
|-----|--------|
| 弓道場 | 30円／時間 |

五所川原市勤労者総合スポーツ施設

(1) 競技場

| 区分 | | 使用料 | |
|------|---------|---------|---------|
| 貸切使用 | 多目的アリーナ | 器具使用料含む | 300円／時間 |
| | 柔道場 | | 150円／時間 |
| 個人使用 | 多目的アリーナ | 器具使用料含む | 20円／時間 |
| | 柔道場 | | 20円／時間 |

(2) 照明

| 区分 | 使用料 |
|---------|---------|
| 多目的アリーナ | 200円／時間 |
| 柔道場 | 100円／時間 |

(3) 暖房

| 区分 | 使用料 |
|---------|---------|
| 多目的アリーナ | 200円／時間 |
| 柔道場 | 100円／時間 |

五所川原市金木相撲場

| 区分 | | 使用料 |
|-----|-------------|-----------|
| 相撲場 | 営利を目的としない場合 | 無料 |
| | 営利を目的とする場合 | 3,000円／時間 |
| 観覧場 | 営利を目的としない場合 | 無料 |
| | 営利を目的とする場合 | 300円／時間 |

備考

- 1 指定管理者が管理する体育施設に関する本表の適用にあたっては、「使用」とあるのは「利用」と、「使用料」とあるのは「利用料金」とする。
- 2 本表中「時間」とは、1時間あたりをいう。使用時間に1時間未満の端数があるときは、1時間として計算する。
- 3 本表中「半日」とは、4時間あたりをいう。
- 4 本表中「日」とは、8時間あたりをいう。

報告事項 1

公の施設の指定管理者の指定について

平成27年11月11日に開催された五所川原市指定管理者選考委員会において、公の施設を下記のとおり指定管理させることとし、地方自治法（昭和22年法律第67号）第224条の2第6項の規定により五所川原市議会11月定例会に提案することとしたので、これを報告する。

平成27年11月19日

五所川原市教育委員会教育長 長尾孝紀

記

| 指定管理者が管理する 公の施設の名称 | 指定管理者の候補者となる 団体の名称 | 指定管理者が管理する期間 |
|-----------------------|-----------------------|-----------------------------|
| 楠美家住宅 | 七和地域住民協議会 会長 福士 憲逸 | 平成28年4月1日から 平成31年3月31日まで |

旧嘉瀬小学校体育館 建築物侵入被害 報告

平成 26 年度で閉校になった旧嘉瀬小学校体育館については、平成 27 年度で諸整備を行い 10 月 6 日（火）より体育施設として開放し、現在の利用団体数は 7 団体となっているが、当該施設について、下記のとおり建物進入被害が発生したため、警察署へ被害届を提出した。

- 1 被害場所 五所川原市金木町嘉瀬端山崎 2 6 9 番地
旧嘉瀬小学校体育館
- 2 被害日時 平成 27 年 11 月 5 日 午後 4 時 15 分（覚知時間）
- 3 被害状況 旧嘉瀬小学校体育館のステージ脇控室の窓ガラスが割られ、同体育館に侵入された。なお、他の物損及び盗難被害については確認されていない。
被害箇所については別添「旧嘉瀬小学校 建築物進入被害 被害箇所位置図」、窓ガラスの破損状況については、別添「被害箇所写真」のとおり。

4 経 緯

木曜日の利用団体である金木小学校サッカー部の利用者の 1 人である金木小学校 4 年生男子、山中健流（やまなか たける）君が窓ガラスを割られていることに気付き、同クラブの代表者である金木小学校の成田春彦（なりた はるひこ）先生に知らせ、成田先生より文化スポーツ課に電話で通報がある。

通報を受けて文化スポーツ課職員が現場を確認、内部協議のうえ五所川原警察署金木分庁舎へ提出する。

現場検証の結果、窓枠に足跡痕があり建物の侵入があったと思われるため、被害届は「建造物侵入」で届出となっている。

被害箇所写真

被害箇所 ステージ脇 控室全景



被害箇所 窓ガラス



被害箇所 外側全景



※ 隣地（私有地）の土留めの上に、不自然な学校用の椅子が置かれておる。

被害箇所 窓ガラス（外側撮影）



議会の議決を求める契約

(単位：円、消費税等込み)

| No. | 財産の名称 | 数量 | 契約方法 | 契約金額 | 契約の相手方 |
|-----|-----------|----|--------|------------|--|
| 1 | 学校給食用食器 | 一式 | 指名競争入札 | 36,396,000 | 五所川原市みどり町八丁目13番地 株式会社小枝設備工業 代表取締役 小枝 孝太 |
| 2 | 学校給食用食器カゴ | 一式 | 指名競争入札 | 32,508,000 | 五所川原市大字姥瀬字桜木288番地20 有限会社サンセイ住設 取締役 奈良 孝男 |

その他